

金融庁の1年

(平成15事務年度版)

平成16年9月

金融庁

はじめに

金融庁は、我が国の金融の安定を確保し、預金者、保険契約者、有価証券の投資者等の保護を図るとともに金融の円滑を図ることを任務として、透明かつ公正な行政を行っています。本冊子は、こうした金融庁の平成 15 事務年度（15 年 7 月～16 年 6 月）における様々な取組みを、制度の企画立案・検査・監督の各般にわたって取りまとめたものです。

平成 15 事務年度は、構造改革の 4 本柱の一つである金融改革にとって、節目ともいえる年でした。

金融システム安定・強化の観点からは、平成 14 年 10 月に策定した「金融再生プログラム」を着実に推進し、平成 16 年度末までに主要行の不良債権比率を平成 14 年 3 月期の半分程度に低下させるとの目標に向けて、不良債権問題の解決に努力するとともに、中小・地域金融機関について、リレーションシップバンキング（間柄重視の地域密着型金融）の機能強化等を進め、中小企業の再生と地域経済の活性化を図りました。

また、証券市場の構造改革と活性化を進める観点からは、誰もが投資しやすく、投資家からの信頼が得られ、効率的で競争力のある市場が構築されるよう、証券取引法等の改正をはじめとした様々な証券市場の基盤整備に努めました。

こうした取組みにより、主要行の不良債権比率は、平成 14 年度 3 月期の 8.4% から平成 16 年 3 月期には 5.2% まで低下し、「金融再生プログラム」の目標達成が目前となるなど、金融分野における構造改革の成果が確実に出てきました。

今後の金融行政においては、不良債権処理などリアクティブ（受け身）な問題から脱却し、よりプロアクティブ（前向き）な取組みとして、顧客ニーズに応じた最高水準の金融機能を提供できるようにしていくことが必要です。金融庁では、そのために、新たな金融行政のあり方について検討を行っていくことにしています。

本冊子が、国民の皆さんにとって、金融庁並びに金融行政に対する理解を深めていただく一助となるとともに、今後の金融行政、金融システムのあり方について前向きな議論を共に進めて下さるきっかけとなれば幸いです。

平成 16 年 9 月

金融担当大臣

竹中平蔵

本冊子の記載内容について

- 1 本冊子は、平成 15 年 7 月 1 日から 16 年 6 月 30 日までの金融庁の活動について記載しています。
- 2 証券取引等監視委員会の活動については、別途その活動状況を取りまとめており（「証券取引等監視委員会の活動状況」参照）また、平成 16 年 4 月に設置された公認会計士・監査審査会についても、別途その活動状況（16 年 4 月 1 日から 17 年 6 月 30 日まで）を取りまとめる予定であることから、本冊子には記載していません。